



平成 22 年 4 月 26 日

各 位

会 社 名 日本電産株式会社  
代表者名 代表取締役社長 永守 重信  
取 引 所 東証一部・大証一部（6594）  
NYSE（NJ）  
問合せ先 総務部長 井上 盛雄  
T E L （075）935-6100

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 4 月 26 日開催の取締役会決議により、平成 22 年 6 月 22 日に開催予定の第 37 期定時株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することといたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 表現の変更

定款第 23 条において、会社法第 369 条第 1 項の規定に合致させるため、「当該事項の議決に加わることのできる」を追記するものであります。

##### (2) 社外取締役の責任限定契約

社外取締役の導入にあたり、社外の優れた人材に対し、社外取締役の重責を求めるために、社外監査役に限定されている定款第 30 条（損害賠償責任の一部免除）の規定を社外取締役にも適用されるように変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>第6章 社外監査役<span style="text-decoration: underline;">の責任免除</span></p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第30条 当社は、社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、<u>社外監査役については800万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(取締役会の決議)</p> <p>第23条 取締役会の決議は、<u>当該事項の議決に加わることのできる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>第6章 <u>社外取締役および社外監査役</u>の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第30条 当社は、<u>社外取締役および社外監査役との間に</u>、当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、800万円以上であらかじめ定められた金額または法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p>

3. 日程

定款変更の為の株主総会開催日 平成 22 年 6 月 22 日  
定款変更の効力発生日 平成 22 年 6 月 22 日

以 上